

第14回みのかも市民まつり出展者 募集要項

1. 趣旨	美濃加茂市の商工業及び農林業の活性化と市民の癒しと憩いを目的に開催するみのかも市民まつり（以下「まつり」という。）の場を利用して、啓発活動、日頃の活動報告や活動PRを希望する出展者の募集を行います。
2. 出展場所	出展場所は、ぎふ清流里山公園内でみのかも市民まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた場所とします。
3. 出展日時	令和7年11月 8日（土）午前9時から午後3時まで // // 9日（日）午前9時から午後3時まで
4. 出展数、出展位置及び規模	出展数は、会場の事情に応じて実行委員会で決定します。出展位置は、実行委員会において決定します。規模は、1申請者につき1ブースとします。 1ブース＝間口1.5間（2.7m）×奥行2間（3.6m）とする。 （2間×3間のテントを中央で屋根まで仕切る）
5. 貸出備品等	(1)実行委員会は、1ブースあたり次の備品をそれぞれの条件で貸し出します。 ・ブース使用料 無料 ・長机[180cm×45cm] 4台まで（1台：1,000円） ・電源（2口コンセント（1500W）1個につき：1,000円） ・パイプ椅子（1脚：300円） (2)出展される方は、上記金額を実行委員会が発行する請求書により、指示された期日までに指定口座へ振り込んでください。なお、口座振込に係る振込手数料は出展される方の負担とします。
6. 経費の負担	出展に要する経費は出展される方の負担とします。 ※なお、天候等により急きょ中止となる場合がございます。その場合の補償は行いませんので、あらかじめご了承ください。
7. 出展者の選 定基準	次の各号に掲げる事項を基準として実行委員会において審査し、適当と認められる方を選定します。 (1)商工業者については、美濃加茂商工会議所の会員で、かつ美濃加茂市内（以下「市内」という。）に拠点を有し、そこで日常的に事業を営んでいること。 (2)農業者については、めぐみの農業協同組合の会員で、かつ市内に拠点を有し、そこで日常的に事業を営んでいること。 (3)商工業者及び農業者以外については、市内で継続して1年以上の活動実績を持ち、かつ共催団体である美濃加茂商工会議所、めぐみの農業協同組合、ぎふ清流里山公園、美濃加茂市役所のいずれかの団体を通して申請された方 (4)公的機関及び公的機関が認めた団体、福祉関係団体、社会奉仕団体 (5)その他実行委員会が特に必要と認めた方
8. 出展申請及 び変更届	(1)出展を申請される方は、 <u>令和7年8月29日（金）</u> までに次の書類を実行委員会に提出してください。 ①出展申請書（様式2）、②誓約書（様式6）、③PRコメント(希望者のみ園内イベントなどのお知らせアナウンスを実施) ※③は希望される方のみ (2)出展申請は、1申請者につき1ブースとします。 (3)出展は原則、まつり開催の2日間参加できる団体を対象とします。 (4)申請書提出後、内容に変更が生じた場合は、変更届（様式4）を提出してください。

9.申請窓口	出展を申請される方は、次の区分に応じてそれぞれの窓口へ申請してください。 (1) 商工業者の方は、美濃加茂商工会議所 (2) 農業者の方は、めぐみの農業協同組合 (3) 上記以外の方は、市商工観光課
10.出展許可証の交付	実行委員会は、出展申請書の内容を審査し、適正であると認めた方に「出展許可証」を交付しますので、まつり当日「出展許可証」をブース内に掲示してください。
11.出展準備及び後片付け	(1) 出展準備は、<u>まつり当日の午前7時30分から午前8時30分まで</u>に行ってください。 ※会場の近くに宿泊施設があるため、上記時間は厳守してください。 (2) 後片付けは、まつり最終日の午後3時15分から始め、その日のうちに完了し、現状に復してください。 (3) 後片付けは、場内に残る来場者に十分注意して行ってください。 (4) 紛失物・忘れ物等について、令和8年2月28日時点で申し出がなかった場合、事務局で処分します。
12.禁止事項	出展される方（従業員を含む。）は、次に掲げる行為を禁止します。 (1) 出展される方の権利を第三者に譲渡又は転貸し、若しくは管理運営を委託すること。 (2) 指定された場所以外で活動すること。 (3) 拡声器及び音響器具類を使用すること。 (4) 物品等を販売すること。 (5) その他まつり運営に支障があるような行為をすること。
13.遵守事項	出展される方（従業員を含む。）は、次の事項を遵守してください。 (1) 「所属団体名」「氏名」の書かれた名札を見える位置に身に着けること。 (2) ブース及びその周辺の清掃は出展される方の責任のもとに行い、<u>ブース内で発生したごみは各自で持ち帰り処分</u>し、常に環境美化に努めること。 (3) ブース間が近いため、周囲のブースへの配慮をすること (4) その他まつりの運営に関し実行委員会の指示に従うこと。
14.事故等の処理	出展される方は、次のような場合には直ちに関係機関及び実行委員会に連絡するとともに、その指示に従い処理してください。 (1) 火災及び盗難が発生したとき。 (2) 不審者若しくは不審物を発見したとき。 (3) その他事故が発生したとき。
15.出展の拒否及び出展許可の解除	以下の項目に該当する方は、出展を申請することができません。また、申請後、あるいは出展許可後に以下の項目に該当することが判明した場合、実行委員会は、何ら催告も要することなく出展を取り消すことができるものとします。 (1) 美濃加茂市契約等における暴力団等排除措置要綱別表の措置要件に該当する場合 (2) 政党その他政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの (3) 宗教団体による布教活動等を目的とするもの (4) 関係法令等に違反したとき (5) 備品使用料を指定された期日までに納付しなかったとき (6) その他実行委員会が不適当と認めたとき
16.関係機関への意見聴取	出展者選定の際、実行委員会は、出展を申請される方、又はその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとします。

17.損害賠償	出展される方（従業員を含む）は、会場の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとします。
18.中止条件	以下の場合には開催を中止する。 1. 県営公園臨時閉園基準に達したとき ・美濃加茂市において、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報が発表された場合 ・美濃加茂市において、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報が発令された場合 ・美濃加茂市において、12時間以内に「台風の暴風域に入る確率60%以上」と発表された場合 ・美濃加茂市山之上地区において、避難指示が発令された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 ・局地的豪雨等における閉園基準を満たす場合 ・可茂土木事務所長の判断により臨時閉園を実施する場合 （1）園内または隣接地で災害（火災含む）が発生した場合 （2）その他所管土木事務所長が臨時閉園する必要があると認めた場合 （例：管内での震度4以上の地震、大雪等による閉園、岐阜県災害対策支部の設置、危害を及ぼす鳥獣等） 2. 風速が10m/s 以上の場合 3. その他実行委員会が開催を中止する必要があると判断した場合